

[事案 2021-109] 遡及解約請求

・令和4年1月5日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2021-108] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

他の契約を行うと同時に本契約の解約を求めたが、解約されていなかったことを理由に、遡及して解約することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年4月に契約し、平成30年7月に解約した定期保険について、以下の理由により、平成29年2月以降の保険料を返してほしい。

- (1)平成29年1月に、本契約と同種の定期保険（申立外契約）を契約したが、その際に本契約は解約する旨を担当者に告げている。また、その後も複数回、解約の意思を伝えている。
- (2)平成29年に、解約に関する書類と思われる書類に署名押印し、保険証券と共に保険会社に郵送した。
- (3)申立外契約の契約後、保険料が上がっていることを確認していたが、配偶者の医療保険の見直しによる影響だと思っていた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)当社に初めて解約請求書の手配依頼があったのは、平成30年7月である。
- (2)平成29年に、申立人が主張するような書類が当社に届いた記録はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、解約時の状況等を把握するため、申立人および担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が平成29年に解約に関する書類等を保険会社に郵送したとは認められず、保険料の返還は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)担当者は、乗換契約もしくは追加契約のいずれであるか、合計保険金額をどのように認識しているか、を確認することにより申立人の意向を明確に把握することが可能であった。
- (2)担当者が申立人に約款を発送したのは、契約から1か月以上経過した後であったが、契約者は契約内容の詳細を契約後速やかに把握する必要があることから、約款は申込みと同時にあるいは申込後ただちに契約者に渡すべきである。